



平成 23 年 5 月 11 日

MFJ 公認競技主催者およびエントラント 各位

財団法人
日本モーターサイクルスポーツ協会

MFJライセンス昇格・降格に関する規則の変更について（ロードレース）

東日本大震災に見舞われた被災者の皆様ならびに関係者の方々には、お見舞い申し上げます。
さて、震災の状況を考慮し、3月と4月中にMFJ公認競技会の中止、開催日程の変更などに伴ない、国内競技規則書 「付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則」 以下のとおり規則改訂を行うことになりましたのでお知らせします。

1. 昇格ポイント対象期間

適用箇所：付則1 2 2011年度昇格ポイント対象期間

改定内容：現行規則の 二重線部分を削除し、□部分を追加

2011 年度の昇格ポイント対象期間は 2011 年 1 月 1 日から、2011 年 11~~4~~ 月 30~~31~~ 日までとし、
昇格となった資格が有効となるのは 2012 年 1 月 1 日からとする。11 月 1 日より 12 月 31 日まで
に開催された競技の結果は特別昇格の審査対象となる。

2. 昇格、降格の種類と手続き

適用箇所：付則1 3 昇格、降格の種類と手続き

改定内容：現行規則の 二重線部分を削除し、□部分を追加

3- 1 自動昇格とは

昇格対象期間内に規定の自動昇格の得点または順位を得た場合、ライセンスは上位区分に昇格する。
自動昇格対象者にはその年の 1 2~~4~~ 月末日までに MFJ より昇格が通知される。
自動昇格の権利を得て翌年度ライセンスを更新しなかった場合は、自動昇格の権利はなくなる。

3- 2 申請昇格とは

昇格対象期間内に規定の申請昇格の資格、得点または順位を得た場合、申請すれば上位ライセンス
区分に昇格する。明確な基準が定められている申請昇格については、その対象者にはその年の 1 2
~~4~~ 月末日までに MFJ より通知される（ロードレースのジュニア→フレッシュマン、フレッシュマン
→国内の場合を除く）。 以下・・・省略

3. ロードレースライセンスの昇格

適用箇所：付則1 5 ロードレースライセンスの昇格 5-3 国内→国際 5- 3- 1 地方選手権

改定内容：現行規則の 二重線部分を削除し、□部分を追加

自動昇格

毎年 1 月～10 月に開催された各地方選手権の J-GP3/ST600/JSB1000 で、以下のポイントで
自動昇格する（昇格の拒否はできない）。

ただし、もてぎ選手権においては、11 月の大会まで対象とされる。

北海道（十勝選手権）	40 点以上	SUGO 選手権	40 点以上
------------	--------	----------	--------

筑波選手権	40 点以上	<u>30 点以上</u>	
もてぎ選手権	40 点以上	<u>30 点以上</u>	
鈴鹿選手権	50 点以上	岡山選手権	35 点以上
九州選手権	60 点以上		

4. 特別昇格およびその手続き

適用箇所：付則 1 1 1 特別昇格およびその手続き 11-3

改定内容：現行規則の 二重線部分を削除し、□部分を追加

この申請の受付は、当該年の 11 月 1 日から翌年 1 月 31 日~~12 月 31 日~~までに、所属の MFJ 加盟団体へ到着することとし、期限を過ぎたものは受理されない。

5. 特別降格およびその手続き

適用箇所：付則 1 1 2 特別昇格およびその手続き 12-3

改定内容：現行規則の 二重線部分を削除し、□部分を追加

この申請の受付は、当該年の 11 月 1 日から翌年 1 月 31 日~~12 月 31 日~~までに、所属の MFJ 加盟団体へ到着することとし、期限を過ぎたものは受理されない。

以上